

物品等競争入札参加資格審査申請要領

目 次

※	要領編		ページ
	1	競争入札参加者の資格	1
	2	申請方法等	2
	3	受付時間	2
	4	受付場所	2
	5	提出書類	2-4
	6	審査結果通知	5
	7	営業種目区分一覧	5-6
	8	共同企業体として申請する場合	6
	9	申請内容の情報提供について	7
※	様式編	記入例	様 式
	第1号	競争入札参加資格審査申請書	2
	第2号	委任状(名簿登載者届)	4
	第3号	使用印鑑届	6
	第4号	県内事業所一覧表	8
	第5号	印刷機材等設備明細書	10
	第6号	契約履行実績一覧表	12
	第7号	暴力団排除に関する誓約書	14
	第8号	社会保険・労働保険加入状況一覧表	16

【参考】 山形県税の納税証明書の請求手続きについて

山形県公立大学法人

山形県公立大学法人が行う「政府調達に関する協定の適用を受ける契約」に該当する物品及び役務（建設工事に係る設計・測量・調査コンサルタントを除く。）の調達並びに印刷物その他の製造請負等（以下「物品等の調達」という。）に係る競争入札参加資格審査申請について、次のとおり受付を行います。

1 競争入札参加者の資格

(1) 下記の①から③のいずれにも該当する方が、競争入札参加資格者となります。

- ① 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること
- ② 山形県税又は消費税を滞納していないこと
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）

ただし、営業年数が1年未満であっても、次のいずれかに該当する方で、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする場合は、資格を有するものとします。

- ア 競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていた方から営業用資産を継承した場合
- イ 資格者名簿に登載されていた個人が、名簿に登載される際に有していた営業用資産をもって設立した法人
- ウ 資格者名簿に登載されていた法人が、他の法人と合併して設立した法人

(2) 山形県公立大学法人の契約事務については山形県に準じているため、下記に該当する方は、競争入札の参加資格を有しません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4第1項第1号に定める、契約を締結する能力を有しない者
- ② 令第167条の4第1項第2号に定める、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ③ 令第167条の4第1項第3号及び山形県暴力団排除条例に基づき、次のいずれかに該当する者
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ヘ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ④ その他競争入札参加者として不相当と認められる者

(注) 共同企業体で申請される方は「8 共同企業体として申請する場合(6頁)」を御覧ください。

2 申請方法等

- (1) 1事業者1申請となります。(1事業者による複数申請はできません。)
- (2) 提出先は「4 受付場所」に記載のとおりです。

3 受付時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで (ただし、土日祝日を除く。)

4 受付場所

山形県公立大学法人 事務局 総務企画課
〒992-0025 山形県米沢市通町六丁目15番1号
電話番号 0238-22-7330

5 提出書類

法人ホームページ内に手書き用(PDF形式)及び入力用(Excel形式)様式を掲載しています。

- (1) 使用言語は日本語とします。
- (2) 手書きの場合は、黒又は青のボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入してください。
- (3) 記入内容は各種証明書等の内容と**必ず一致**するようにしてください。(様式内で記入の指示があるものを除く。)
- (4) JIS第一水準・第二水準に規定されていない漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。
- (5) 数字すべて算用数字を使用してください。
- (6) 記入例を参照し、間違いのないよう記入してください。
- (7) すべての様式に商号又は名称を記入する箇所がありますので、忘れずに記入してください。
- (8) 3～4頁の【提出書類一覧】の順番どおりに整理し、ファイル等にはとじずに提出してください。
- (9) 状況により追加で書類の提出を求められることがあります。

【提出書類一覧】

○：必要な書類 △：該当する場合のみ提出する書類

提出書類	部数	法人	個人	備考	コピー提出の可否	発行機関
①競争入札参加資格審査申請書 (別記様式第1号)	2部	○		登記上の住所と主たる住所が違う場合、申出書(任意様式)を提出すること。	1部 原本 1部 コピー可 (※1)	
②委任状(名簿登載者届) (別記様式第2号)	2部	△		委任を行う(支店、営業所等に委任する)場合に提出。 (「③使用印鑑届」との重複提出はできません。)	1部 原本 1部 コピー可 (※1)	
③使用印鑑届 (別記様式第3号)	2部		△	使用印を設定する場合に提出。 (「②委任状」との重複提出はできません。)	1部 原本 1部 コピー可 (※1)	
④県内事業所一覧表 (別記様式第4号)	1部		△	県内に本店以外の事業所等を有する場合に提出。 なお、県内に事業所等(本店のみを含む)を有する個人の場合は、④も提出すること。		
⑤印刷機材等設備明細書 (別記様式第5号)	1部		△	印刷業を営む者は提出。		
⑥契約履行実績一覧表 (別記様式第6号) 任意様式可	1部		△	国又は地方公共団体に対し、100万円以上の契約で、申請日より2か年以内に納入又は業務完了したものがあれば提出。		
⑦許可・認可証等	1部		△	申請者が行う事業で許可又は認可等が必要な場合は、許可証又は認可証等の写しを提出。	コピー可	
⑧財務諸表	1部	○	法人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表(1年分)又はこれに準ずる書類。	コピー可	
			個人	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表(1年分)。又はこれに準じる書類(所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等)。	コピー可	
⑨登記事項証明書	1部	○		申請日から3か月以内に発行されたもの。	コピー可	法務局
⑩身分証明書	1部		○	申請日から3か月以内に発行されたもの。	コピー可	市町村
⑪印鑑証明書	1部	○	法人	申請日から3か月以内に発行されたもの。	原本	法務局
			個人	申請日から3か月以内に発行されたもの。	原本	市町村
⑫山形県税の納税証明書 ※全ての法人及び個人が提出すること。(県内に事業所等がなく、納付すべき税額がない場合も必須)	1部		○	「県税の滞納がない証明書」申請日から3か月以内に発行されたもの。 ・具体的な請求手続き等については、「【参考】山形県税の納税証明書について」を御覧ください。	コピー可	山形県の各総合支庁税務担当課
⑬個人県民税の納税証明書 ※山形県内に事業所等がある個人事業主は必ず提出すること。	1部		△	【未納がない場合】 ・「個人住民税(県民税)の滞納がない証明書」 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「徴収猶予許可通知書」(猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること。) ※申請日から3か月以内に発行されたもの。(納付すべき税額がない場合も必要)	コピー可	山形県内の各市町村税務担当課

提出書類	部数	法人	個人	備考	コピー提出の可否	発行機関
⑭消費税及び地方消費税の納税証明書	1部	○		消費税及び地方消費税の未納がない証明書。 【未納がない場合】 ・「納税証明書(その3)」(「その3の2」又は「その3の3」でも可。) 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 ・「納税の猶予許可通知書」又は ・「納税証明書(その1)」 (猶予を受けている期間以外で未納がない旨を手書き等で記載すること。) ※申請日から3か月以内に発行されたもの。(納付すべき税額がない場合も必要)	コピー可	本店所在地管轄の 税務署
⑮暴力団排除に関する誓約書 (別記様式第7号)	1部	○		申請者(役員等を含む)が暴力団員等でないこと等の誓約。		
⑯社会保険・労働保険加入状況一覧表 (別記様式第8号)	1部	○		本店の加入状況について記載。		
⑰社会保険(健康保険・厚生年金保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部		△	社会保険に加入している場合に提出。 【例】 ・納入告知書 納付書・領収証書 ・保険料納入告知書・領収済額通知書 ・社会保険料納入確認書 ・健康保険組合からの納入告知書・領収証書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 (最新のもの又は申請時から最も近い時期のもの。健康保険及び厚生年金保険のそれぞれ必要)	コピー可	本店所在地管轄の 年金事務所、健康 保険組合等
⑱労働保険(雇用保険・労働者災害保険)の本店の加入状況が確認できる書類	1部		△	労働保険に加入している場合に提出。 【例】 ・概算・増加概算・確定保険料申告書 (事業主控) ・労働保険事務組合からの労働保険料等納入通知書 ・納付の猶予(特例)許可通知書 (最新のもの又は申請時から最も近い時期のもの。)	コピー可	本店所在地管轄の 労働局、労働保険 事務組合等

※1 ①～③ 様式第1号～第3号のコピーについては、印影部分もコピー可

※2 共同企業体の提出書類は「8 共同企業体として申請する場合(6頁)」を御覧ください。

6 審査結果通知

審査結果は、当該入札案件の公告で指定されている日までに通知します。

7 営業種目区分一覧

種目 番号	営業種目	営業品目例
物品販売等		
1	貴金属・時計類	金、銀、宝石、時計、眼鏡等
2	工芸品類	カップ、メダル、記章、鋳造品、記念品、贈答品等
3	看板・旗類	看板、旗、プレート、スクリーン印刷等
4	写真類	カメラ、現像、焼付、フィルム、写真材料、マイクロ写真等
5	印章類	印鑑、ゴム印等
6	楽器・書籍類	楽器、レコード、書籍、出版物等
7	スポーツ用品類	運動器具、レジャー用品、娯楽用品等
8	木工品・家具類	木工品、一般家具、室内装飾品（じゅうたん、畳、カーテン）等
9	繊維・皮革製品類	制服、寝具、靴、カバン、テント、シート、暗幕、合成樹脂製品等
10	文具・事務調度品類	文房具、用紙類、コンピュータ関連用品、事務机、金庫、ロッカー等
11	事務機器類	複写機、タイプライター、ワープロ、電卓、シュレッダー等
12	情報機器類	コンピュータ、コンピュータソフト（既製品）、サーバー等
13	通信機器類	無線機、レーダー、放送機器等
14	電機、音響機器類	家電製品、照明機器、視聴覚機器等
15	薬品、塗料類	医薬品、試薬品、農薬品、工業薬品、塗料等
16	医療機器類	医療機械、生体検査機器、医療器具類
17	計測・理化学機器類	各種計測機器、理化学分析装置、光学機械等
18	産業機器類	工作機械、発電機、モーター、配電盤、ボイラー、ポンプ等
19	農業・土木建設機械類	耕運機、トラクター、ドーザ、グレーダ等
20	消防防災機器類	消防自動車、消防ポンプ、火災報知器、防護マスク、消防用品等
21	厨房・環境衛生機器類	厨房機器、空調機器、汚水処理機器、焼却炉、浴槽等
22	雑貨・日用品類	清掃用品、荒物、硝子機器、陶磁器、造園用品等
23	自動車類	自動車、オートバイ、スノーモービル等
24	自動車付属品・自転車類	タイヤ、自動車用品、自転車等
25	印刷類	活版、写植、タイプ、フォーム、特殊ラベル、カーボン等
26	地図・青写真・複写類	地図、青写真、複写、航空写真等
27	燃料類	石油製品、高圧ガス、酸素、LPガス等
28	百貨店	
29	道路標識・安全保安用品類	道路標識、交通安全用品、信号機器、保安用品、警察装備品等
30	船舶・航空機類	船舶、船舶用品、航空機部品等
31	その他	上記のいずれにも属さない物品の販売
物品買受け		
40	古物・不用品買受類	鉄屑、故紙、廃液、古物、古自動車等の買受け

種目 番号	営業種目	営業品目例
役務		
50	映像制作・広告・宣伝類	ビデオ・スライド制作、広告サービス、催事関係、宣伝等
51	調査・研究類	市場調査、環境調査、検査測定（構築物以外）、研究等
52	情報処理類	情報処理サービス、システム開発、ソフトウェア開発、ネットワーク整備、インターネット関連サービス等
53	賃貸借類	レンタル、リース
54	構築物管理類	建築物清掃、環境衛生管理、各種設備機器運転・保守点検等
55	警備・受付類	施設警備、機械警備、受付、電話交換等
56	施設（構築物以外）管理類	交通安全施設保守点検、道路・公園の清掃、上下水道施設管理等
57	廃棄物処理類	一般廃棄・産業廃棄・再生資源に係る収集、運搬、処理、処分等
58	運送類	運送サービス（陸上、海上、航空含む）、宅配サービス等
59	車両・船舶等整備類	自動車、船舶、航空機等の整備
60	その他のサービス類	上記のいずれにも該当しないサービスの提供

8 共同企業体として申請する場合

(1) 共同企業体の資格要件について

- ①申請できる営業種目は役務の調達に限ること。
- ②全ての構成員が山形県内に本店を有していること。
- ③構成員の数は、2者以上5者以内であること。
- ④構成員に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項の規定による中小企業者が含まれていること。
- ⑤出資額がある場合、各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
- ⑥当該共同企業体により実施する業務が法令の規定による許可、認可、登録等が必要な場合は、全ての構成員がその許可等を受けていること。
- ⑦構成員が「1 競争入札参加者の資格の資格(1頁)」の(1)に記載する山形県の競争入札参加資格者の資格要件を満たし、(2)に記載する参加資格を有しないものに該当しないこと。
- ⑧1の構成員が申請できる共同企業体の数は1とすること。

(2) 申請時の提出書類

共同企業体で申請する場合、3～4頁に掲げる提出書類は、次のとおりとなります。

①共同企業体（代表構成員）が提出するもの

競争入札参加資格審査申請書、使用印鑑届、契約履行実績一覧表、共同企業体に関し構成員間で締結した協定書の写し、共同企業体に係る各構成員の出資額又は出資比率を証する書類(出資額がある場合)。

②すべての構成員が提出するもの（代表構成員を含む）

許可・認可証等、財務諸表、登記事項証明書(個人の場合は、身分証明書)、印鑑証明書、各納税証明書、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険及び労働保険の加入状況が確認できる書類、暴力団排除に関する誓約書。

9 申請内容の情報提供について

山形県暴力団排除条例に基づき、申請内容を山形県警察本部へ情報提供する場合がありますので、あらかじめ御了承のうえ申請してください。